

第7章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

本史跡は指定範囲が断続して5地区に分かれており、その総延長も約4kmと広域にわたっています。保存管理にあたってはこうした特徴や各地区の立地条件、また社会環境なども考慮する必要があります。

これらを踏まえ、本史跡及び周辺地域の保存管理の考え方を以下のとおり示します。

- ・本史跡の保存管理に影響を与える事象を把握できるよう、定期的なモニタリングを行う。
- ・本質的価値を継承するための維持管理を持続するとともに、遺構等の保存に悪影響を及ぼさない適切な現状変更を行う。
- ・街道周辺の環境・景観保全を行い、本史跡に対する悪影響の発生を抑制する。
- ・史跡指定範囲外の本史跡に密接に関わる要素の追加指定を検討する。

第2節 具体的な保存の手法

本史跡における保存管理については、見回りを定期的により維持管理を持続することが前提となりますが、要素ごとの方法を以下に示します。

(1) 本質的価値を有する諸要素

1) 街道

- ・車両通行がある範囲は、現状と遺構保存との調和を図りつつ維持管理を行うとともに、必要に応じて車両の乗り入れ規制を検討する。
- ・沿道部の法面保護など周辺環境の保全を行う。
- ・史跡指定範囲並びに指定範囲外についても調査研究を行う。

2) 石畳

- ・活用面での観点から、補修等は必要最小限の範囲とする。
- ・沿道部の景観保護など周辺環境の保全に努める。
- ・残存している箇所は調査研究を行った後、適切な保存上の措置を行う。

3) 一里塚

- ・一部に土砂流出が見られるため、植栽の実施や立入防止柵の設置等を検討する。

4) 石碑等

- ・石材カルテの作成などに努める。

(2) 本質的価値を有する諸要素以外の諸要素

1) 歴史的価値を有する諸要素（近代の石仏など）

- ・必要に応じて、石材カルテの作成などに努める。

2) 保存・活用に資する諸要素（案内看板、誘導サイン、ベンチなど）

- ・適切な管理に努めるとともに、設置者などと協議し全体的な管理計画を策定する。

3) 調整が必要な諸要素（電柱、新設石畳、水道施設など）

- ・既存要素の設置者や管理者の把握、調整についての把握と協議に努める。

(3) 史跡指定範囲外の関連する諸要素

- 1) 歴史・景観に関連する諸要素（大湫宿、細久手宿、石造物など）
 - ・歴史的、文化的な価値などについて調査研究を行う。
- 2) 保存・活用に資する諸要素（トイレ、休憩所、駐車場など）
 - ・継続的な使用が可能となるよう、借地など契約の維持に努める。

第3節 地区区分

本史跡の保存管理については各地区に共通する事項が認められる一方、立地や地形、社会環境などにより異なる事項も認められることから、以下にその概要を示します。

《共通事項》

- ・遺構の保護を図りつつ活用を推進するため、適切な保存措置を講じながら適切な修繕や再整備を行う。また、史跡としての景観形成に配慮する。
- ・現状変更には原則として文化庁長官の許可が必要であり、その個別案件については次節に示す現状変更取り扱い基準に基づき対処する。また、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の指定区域ともなっている。
- ・修繕や整備などを実施する場合は、記載以外の関連法規の規制等にも配慮する。

《鴨之巣～平岩地区》

- ・車両の通行が認められるものの、遺構や景観などが良好に保存されている。
- ・市道平岩・御嵩線に認定されており、修繕や再整備に際しては土木課との協議や調整などが必要となる。
- ・一部区域が保安林指定区域、国定公園の特別地域に指定されており、街道の修繕や再整備に際しては関係課との協議などが必要となる。

《奥之田地区》

- ・一里塚が単独で指定されているが、遺構は良好に保存されている。

《琵琶峠地区》

- ・一部区域を除き車両の乗り入れは困難で、遺構や景観なども特に良好に保存されている。また、木曽路名所図会などにも記された著名な景勝地である。
- ・街道や石畳は赤道（法定外法定外公共物）であり、街道の修繕や再整備に際しては土木課との協議や調整などが必要となる。

《十三峠童子ヶ根地区》

- ・一部区域を除き車両の乗り入れは困難で、遺構や景観などが良好に保存されている。
- ・市道大湫・細山線に認定されており、街道の修繕や再整備に際しては土木課との協議や調整などが必要となる。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

- ・一部区域を除き車両の乗り入れは困難で、遺構や景観などが良好に保存されている。

- ・市道大湫・細山線に認定されており、街道の修繕や再整備に際しては土木課との協議や調整が必要となる。
- ・街道に水道管などが敷設されており、街道の修繕や再整備に際しては上下水道課との協議や調整が必要となる。また、長期的には修繕が必要となると想定され、災害時などには破損の恐れがある。

第4節 現状変更等の取り扱い（共通事項）

（1）規制の概要

史跡を保護し適切に未来に継承するため、文化財保護法第125条では史跡指定地において、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないと規定しています。

また、同法第168条では国の機関（関係各省各庁の長）が現状変更等をしようとする場合は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならないことを定めています。

以下に現状変更と、保存に影響を及ぼす行為の概要を示します。

◎現状を変更する行為

現状の物理的変更を伴う一切の行為を指します。

本史跡にかかわる現状変更の具体的な行為としては以下の行為が想定されます。

- 1) 掘削、切土、盛土等土地の形状改変を伴う行為
- 2) 樹木の伐採、移植、新規の植栽
- 3) 建築物や工作物の設備の新設、改築、撤去や移設
- 4) 上下水道、電気、水路等設備の新設、改修、撤去や移設
- 5) 発掘調査、史跡整備

◎史跡の保存に影響を及ぼす行為

史跡そのものの物理的変更を伴うものではないものの、史跡保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為を指します。

本史跡にかかわる具体的な行為としては、重機等の過度な通行による踏圧・振動を与える行為や立木の伐採による土砂の流失などが想定されます。

（2）現状変更等の取扱方針

文化財保護法による規定により、現状変更等については大きく以下の3つに分けられます。

- 1) 現状変更が認められない行為、
- 2) 現状変更の許可が不要な行為
- 3) 現状変更が認められる行為（文化庁又は瑞浪市教育委員会の許可が必要な行為）

以下に各行為の方針について示します。

◎現状変更等が認められない行為

史跡の形状（現状）や本質的価値を有する要素に改変を加える行為、史跡の価値を損なう行為については、原則として許可しないものとします。

◎現状変更等が不要な場合

文化財保護法第 125 条には、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない（文化庁長官の許可をうけることを要しない）と規定しています。

以下に、それらについて具体的事例を用いて示します。

1) 維持の措置の範囲

文化財保護法第 125 条ただし書について規定した、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に、文化庁長官の許可を受けることを要しない維持の措置について、以下のとおり記載されています。

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

【史跡のき損、衰亡時の現状復旧】

- ・街道（路面）の溝やわだちなどが生じた場合に、碎石などを充填する行為（遺構の掘削を伴わない場合のみ）
- ・一里塚が崩落・流失した場合に、元の形状に復旧する行為等（遺構面に達しないことが確実な場合）
- ・街道に土砂が流れ込んだ場合に、その土砂を撤去する場合等（遺構の掘削を伴わない場合のみ）

【史跡のき損、衰亡時の拡大防止】

- ・法面等の崩落、もしくはその恐れがある場合に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等

【史跡のき損、衰亡部分の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去】

- ・史跡の復旧が困難な規模の崩落等が生じた場合に、その土砂等を除去する行為等

2) 非常災害のために必要な応急措置を取る場合

具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

- ・地震、台風、豪雨、火災等の災害時の際の工作物等の被害箇所の応急措置、立入禁止柵や土留め杭等の設置、テントやプレハブ等仮設物の設置等

3) 保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合

日常的な維持管理等が該当し、具体的な事例としては以下の行為が想定されます。

【日常の維持管理】

- ・清掃、イベント看板等の簡易な仮設物の設置や掲示等

【樹木等の維持管理】

- ・除草、剪定、枯木の伐採、倒木の除去、病害虫薬剤の散布等

【工作物の修繕等】

- ・掘削や色調変更を伴わない修繕、防腐剤の塗布、境界杭の取替えなど等

◎現状変更等が認められる行為（瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合）

文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定により瑞浪市教育委員会に許可等の権限が委譲されている行為を以下のとおり示します。法律の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応します。

なお、これら以外の現状変更等については文化庁の許可が必要となります。

規定	行 為	要 件
イ	小規模建築物の新築、増築、改築	・階数が2以下、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のもの ・2年以内の期間を限って設置されるもの
ロ	小規模建築物の新築、増築、改築（用途地域内）	
ハ	工作物の設置、改修	・改修については、設置の日から50年を経過していないものに限る
	道路の補修、修繕	・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る
ニ	管理に必要な施設の設置、改修	・法第115条第1項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	建築物等の除却	・建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る
ト	木竹の伐採	
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	

※「ロ」については、本史跡内は用途地域に指定されていないため適用ありません

※「ホ」の設置については、地価の遺構に影響を与えない行為が要件

※「ホ」の改修については、掘削の際、設置の際に掘削した範囲を超えない行為が要件

※「ト」については、伐根を伴わない行為が要件

◎現状変更等が認められる行為（文化庁の許可が必要な場合）

本史跡は地域住民の生活道路として利用されている部分も多く、また周囲には一定の管理が必要な山林等も広範囲に認められます。

そのため、史跡の指定地内で行う必然性、史跡に与える影響、史跡景観の保全などの観点から、一定の条件を満たした行為については現状変更を認めることとし、その取扱基準は以下の指針によります。

なお、現状変更等を計画する場合は、計画策定の段階で瑞浪市教育委員会及び瑞浪市の関係部局と協議することが望まれます。

＜現状変更等が認められる行為の指針＞

- ① 史跡（遺構）の保存や現状変更に係る発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合。
- ② 学術的調査の結果を踏まえて、遺構等の整備を行う場合。
- ③ 防災、人命にかかわる施設・設備の設置は、遺構への影響を最小限に留め、史跡としての景観等への配慮に努める場合（その改修・復旧等も含む）。
- ④ 公益上必要な電気・水道管、その他これに類する工作物（インフラ）の設置は、遺構への影響を最小限に留め、史跡としての景観等への配慮に努める場合（その改修・復旧等も含む）。
- ⑤ 工作物等の新設は、史跡の維持管理や公開活用のために必要と判断されるもので、遺構に史跡に及ぼす影響が軽微で、史跡としての景観等に調和すると判断される場合。
- ⑥ 工作物等の増設・改修等は、用途や構造、規模などを著しく変更しない場合。
- ⑦ 工作物等の移転又は除却は、遺構に影響を与えない措置が取られる場合。
- ⑧ 仮設物の設置については、遺構に影響を及ぼさず、かつ2年以内の場合。
- ⑨ 樹木の伐採については、樹木が史跡に悪影響を及ぼす場合、史跡の管理上必要な場合、または眺望景観を確保する必要性が高い場合。
- ⑩ 新たな植栽は、史跡の保存・活用上必要で、かつ保存に影響を及ぼさない場合、及び史跡等の景観に影響を与えないと判断される場合。
- ⑪ 復元・整備された遺構や工作物等の維持管理や修復を行う場合。
- ⑫ この他の現状変更については行為の内容により可否を判断する。

[留意事項]

- ・現状変更に際して、事前に発掘調査を行い重要な遺構が確認された場合は、その保全を図ることを原則とする。
- ・現状変更等に際しては、この他関係法令との整合性にも配慮するものとする。

[工作物の基準]

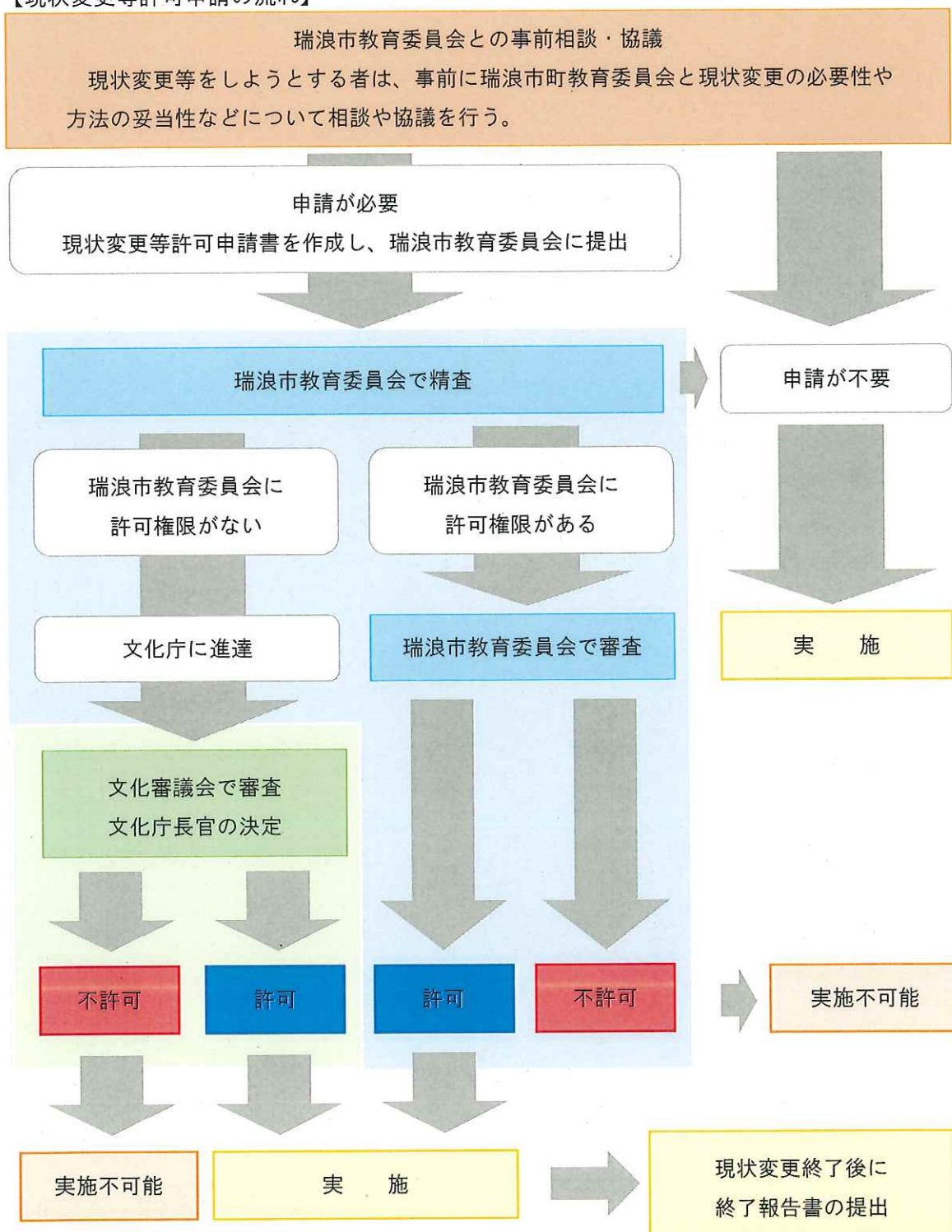
- ・色彩は黒系または茶系の景観色を基調とし、設置個所や周囲の景観に調和するように配慮する。

◎現状変更等に係る許可申請の流れ

現状変更に係る許可申請は、瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合、文化庁の許可が必要な場合がありますが、いずれも瑞浪市教育委員会が窓口となります。

また、現状変更の許可を受けた後に実施期間（工期）を延長したり、計画内容を変更する場合は、期間変更届や計画変更書を提出して瑞浪市教育委員会または文化庁の承認を受ける必要があります。以下に現状変更等許可申請の手続きの流れを示します。

【現状変更等許可申請の流れ】



第5節 現状変更等の取り扱い（地区別事項）

上記の共通事項に基づき、地区別の現状変更等の取り扱い基準について、具体的行為を示しながら以下に整理します。

《鴨之巣～平岩地区》

街道沿いに住宅が所在することから車両の通行が認められ、日常管理としては草刈りや倒木の除去が想定されます。また、史跡の再整備や既存工作物の修復等も想定されます。

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 史跡の保存に係る整備、修復※1 例：遺構整備、工作物の設置・修復など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の新設 例：ベンチ、案内板、解説板等の新設など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の改修、除去 例：ベンチ、案内板、解説板等の改修、除去など	⇒	認める（許可が必要）
・ 工作物（インフラ）の設置、改修、除却 例：電柱の新設、改修など	⇒	内容により可否を判断 （可の場合は許可が必要）
・ 非常災害や緊急時における史跡の補修 例：土砂や倒木等の撤去、侵入防止柵等設置など	⇒	許可不要※2
・ 日常管理のための軽微な行為 例：枯損木の伐採、倒木の除去、草刈り、清掃など	⇒	許可不要
・ 日常生活のための軽微な行為 例：車での地道走行、害獣防止柵の設置など	⇒	許可不要
・ イベント開催のための軽微な行為 例：ポスターや案内看板の設置・掲示など	⇒	許可不要

※1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める

※2 応急措置である場合のみ許可不要（以下、他地区も同じ）

《奥之田地区》

一里塚が単独で指定されており、日常管理としては草刈りや倒木の除去が想定されます。また、街道や一里塚の再整備や既存工作物の修復等も想定されます。

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 史跡の保存に係る整備、修復※1 例：遺構整備、工作物の設置・修復など	⇒	認める（許可が必要）
・ 案内板等の新設 例：案内板、解説板等の新設など	⇒	認める（許可が必要）
・ 案内板等の改修、除去 例：案内板、解説板等の改修、除去など	⇒	認める（許可が必要）
・ 非常災害や緊急時における史跡の補修 例：土砂や倒木等の撤去、侵入防止柵等設置など	⇒	許可不要※2
・ 日常管理のための軽微な行為 例：倒木の除去、草刈り、清掃など	⇒	許可不要

※1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める

《琵琶峠地区》

石畳が整備され一部区域を除いて車両の進入は困難です。日常管理としては草刈りや倒木の除去が想定されます。また、史跡の再整備や既存工作物の修復等も想定されます。

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 史跡の保存に係る整備、修復※ 1 例：遺構整備、工作物の設置・修復など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の新設 例：ベンチ、案内板、解説板等の新設など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の改修、除去 例：ベンチ、案内板、解説板等の改修、除去など	⇒	認める（許可が必要）
・ 工作物（インフラ）の設置、改修、除却 例：電柱の新設、改修など	⇒	内容により可否を判断 （可の場合は許可が必要）
・ 非常災害や緊急時における史跡の補修 例：土砂や倒木等の撤去、侵入防止柵等設置など	⇒	許可不要※ 2
・ 日常管理のための軽微な行為 例：枯損木の伐採、倒木の除去、草刈り、清掃など	⇒	許可不要
・ 日常生活のための軽微な行為 例：害獣防止柵の設置など	⇒	許可不要
・ イベント開催のための軽微な行為 例：ポスターや案内看板掲示など	⇒	許可不要

※ 1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、原則として認めない

《十三峠童子ヶ根地区》

街道沿いに墓地等が所在することから車両の通行が認められ、日常管理としては草刈りや倒木の除去が想定されます。また、史跡の再整備や既存工作物の修復等も想定されます。

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 史跡の保存に係る整備、修復※ 1 例：遺構整備、工作物の設置・修復など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の新設 例：ベンチ、案内板、解説板等の新設など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の改修、除去 例：ベンチ、案内板、解説板等の改修、除去など	⇒	認める（許可が必要）
・ 工作物（インフラ）の設置、改修、除却 例：電柱の新設、改修など	⇒	内容により可否を判断 （可の場合は許可が必要）
・ 非常災害や緊急時における史跡の補修 例：土砂や倒木等の撤去、侵入防止柵等設置など	⇒	許可不要※ 2
・ 日常管理のための軽微な行為 例：枯損木の伐採、倒木の除去、草刈り、清掃など	⇒	許可不要
・ 日常生活のための軽微な行為 例：車での地道走行、害獣防止柵の設置など	⇒	許可不要

※ 1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める

《十三峠童子ヶ根地区》

起伏に富んだ坂道の多い区域です。街道沿いに農場やゴルフ場等が所在することから一部区域に車両の通行が認められ、日常管理としては草刈りや枯損木の伐採、倒木の除去が想定されます。また、街道の再整備や既存工作物の修復等の行為も想定されるとともに、過去に設置された工作物の調整箇所も複数認められます。

加えて、当該区域には全域に上水道と関連施設が敷設されていることから、破損時や災害時の対応も想定する必要があります。

想定される現状変更の内容の例		区 分
・ 史跡の保存に係る整備、修復※1 例：遺構整備、工作物の設置・修復など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の新設 例：ベンチ、案内板、解説板等の新設など	⇒	認める（許可が必要）
・ 便益施設や案内板等の改修、除去 例：ベンチ、案内板、解説板等の改修、除去など	⇒	認める（許可が必要）
・ 工作物（インフラ）の設置、改修、除却（1）※2 例：水道施設の設置、改修、除却など	⇒	内容により可否を判断 （可の場合許可が必要）
・ 工作物（インフラ）の設置、改修、除却（2） 例：電柱の新設、改修、石畳風舗装の除却など	⇒	内容により可否を判断 （可の場合は許可が必要）
・ 非常災害や緊急時における史跡の補修 例：土砂や倒木等の撤去、侵入防止柵等設置など	⇒	許可不要※3
・ 日常管理のための軽微な行為 例：枯損木の伐採、倒木の除去、草刈り、清掃など	⇒	許可不要
・ 日常生活のための軽微な行為 例：車での地道走行、害獣防止柵の設置など	⇒	許可不要

※1 整備のうち道路のアスファルト舗装については、保存活用に資する場合のみ認める

※2 新設は原則として認めない。また既存施設の改修、除却時には過去の掘削範囲を超えないことを前提とする

※3 応急措置である場合のみ許可不要（水道施設の破損により応急的な修繕を必要とする場合もこれに含まれるが、掘削範囲は過去の掘削範囲に留めること。また街道を重機が通行することも差し支えない）

なお、これらは史跡の指定範囲内に適用されるものであるもので、周辺環境を構成する諸要素の保存・管理については、第3章に記載した関係法令等の遵守を求めるとともに、隣接地域で工事等を実施する場合は、史跡の景観に影響を与える可能性がある行為として教育委員会に事前協議を行うなどのシステムを構築することが有効と考えられます。

そして、これらシステムを構築した際には、ホームページ等で広報して認知度を向上させる必要があります。

また、琵琶峠については著名な景勝地でもあることから、道路に隣接する周辺区域などを市の名勝として指定することも有効な方法と考えられます。

第6節 追加指定と公有化

本史跡は指定範囲外にも本史跡と密接に関わる要素が多く点在しています。

鴨之巣～平岩区間の東側に位置する街道や大湫宿周辺の街道、また十三峠地藏坂～炭焼き立場区間の東側（釜戸町内）の街道はいずれもアスファルト舗装がなされているものの、道幅や道筋には大きな改変が加えられていないと判断され、周辺には石造物や茶屋跡・立場跡なども多く認められます。さらに、釜戸町内の観音坂と呼ばれる区間は過去に地道整備を実施した区域でもあります。

今後、中山道の一体的な保存・活用を図るためには、これらの区域の追加指定を行うことが望ましいと考えられますが、これらの区域の大部分が県道あるいは市道に認定されていることから、所管部署や団体との協議など、指定に向けて必要な調整を進めます。

なお、本史跡は大部分が道路という特質を有することから、本史跡の土地所有は瑞浪市及び財産区有地であり、公有地化は達成されていると判断されます。

追加指定を目指す区域も大部分が岐阜県・瑞浪市・財産区有地であると想定されますが、個人等の所有地が含まれる可能性もあることから、その場合は追加指定に伴って公有地化を検討します。

第7節 方法

これら現状変更等の取り扱い基準を有効に用いるには、また、平常時はもとより災害時の対策も考慮した体制の構築およびマニュアル等の作成が有効と考えられることから、それらの構築・作成を検討します。

マニュアルの内容は、平常時においては①文化財の所在情報の把握・記録、②防災対策も考慮した日常管理の方法の検討、③関係部局や団体等の連絡先・連絡方法・担当者等の把握と更新などが必要と考えられます。また、非常時には①被害状況の把握・報告方法の検討、②想定される応急対策の検討などが有効と考えられます。